

駐車場使用契約書

_____（以下、「甲」という。）と摩耶シーサイドプレイスイースト管理組合（以下、「乙」という。）とは、乙の駐車場の使用に関して次の通り駐車場使用契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（総 則）

乙は、甲に対して、本契約に基づき本団地に設置した駐車場の使用を承認する。

第2条（諸規則の遵守）

甲は、駐車場の使用に際しては、本契約及び駐車場使用細則を遵守しなければならない。

第3条（登録自動車並びに駐車場区画）

甲が専用駐車する登録自動車の駐車場区画は、次の通りとする。

住 戸 番 号	番 館	号 室
所有者（使用者名）		
駐車場区画番号		
車 両 登 録 番 号		
車 種 ・ 車 名		

2. 甲は、登録自動車を変更する場合は、「登録自動車変更届」を乙に提出し、承諾を得なければならない。車両検査、修理等のため、一時的に他の車両を駐車させる場合も同様とする。

第4条（区画の変更）

駐車場使用細則第10条（区画指定）に基づき、乙の管理者より区画指定の変更があった場合は、甲は速やかに従わなければならない。

第5条（本契約の期間及び本契約の解除）

本契約の期間は、契約の日から次の抽選による区画指定変更の日までとする。

但し、期間満了の日までに使用者から解約の意思表示があった場合は、その時点をもって本契約は解除されるものとする。

2. 甲が所有する専有部分を、他の団地建物所有者又は第三者に譲渡及び貸与、若しくは転居したときは、本契約は自動的に解約となる。
3. 乙は、甲が管理規約第25条又は駐車場使用細則第12条に抵触したときは、本契約を解除することができる。

第6条（駐車場使用料）

駐車場使用料は、次の通りと定め、管理規約第61条に基づき甲は毎月5日までに当月分を乙の定める方法により支払うものとする。但し、契約の始期が1ヶ月に満たない場合は、使用日数が半月以内のときに限り、開始月のみ使用料を月額半額とし、使用日数が半月を超えるときには、使用料は1ヶ月分とする。又、契約の終期が1ヶ月に満たない場合は、使用料は1ヶ月単位とし、日割計算等を行わない。

駐車場使用料 _____ 円

第7条（駐車場使用料の変更）

乙は、施設の改善又は一般諸物価の変動等により、使用料が不相応になったときは、契約期間といえども、管理組合の総会の決議により、1ヶ月間の予告期間をもって駐車場専用使用料を変更することができる。

第8条（備品の貸与）

乙は、甲に、ロボットゲート開閉用リモコン器を有償（保証金20,000円）で、駐車場機械操作キーを無償にて貸与する。

2. 甲は、貸与されたりモコン器を、その用法に従い正しく使用及び維持しなければならない。また本契約が解除となったときは速やかに管理者に返却しなければならない。
3. 前項の場合、乙は甲に、保証金を返金しなければならない。
4. 甲は、万一故障、紛失等があった場合は、修理又は代替品の実費を支払うものとする。

第9条（賠償義務）

甲又は甲の関係者が故意又は過失により、本駐車場又はその施設、若しくは本駐車場内の他の自動車又は付属品に損害を与えたときは、甲が自己の責任と負担において、その損害を相手方に対し賠償しなければならない。

第10条（乙の免責）

天災地変、火災、盗難及びその他乙の責任ではない事由により、甲に損害が生じても、乙は一切その責任を負わない。

第11条（管理組合の契約承継）

本契約期間中に管理組合理事長が選出された場合、本契約は甲と同理事長を代表とした管理組合との間で締結されたものとみなす。

第12条（協議事項）

本契約に定めなき事項については、甲と乙は誠意をもって協議する。

以上、本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名（署名）のうえ各1通を保有する。

年 月 日

(甲) 住 所

氏 名

(署名)

(乙) 住 所

神戸市灘区摩耶海岸通1丁目1番

氏 名

摩耶シーサイドプレイスイースト管理組合
理事長